高齢者の在宅生活を支援します

市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。

1．あんしん電話事業

市内在住の単身高齢者などに、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します。※要電話回線

ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員へ連絡をします。所得に応じて自己負担があります。

2．家族介護慰労金

介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。市民税非課税世帯が対象です。

3．家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を一割の負担で購入できます。

※要事前申請

市民税非課税世帯が対象です。同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象になりません。

また、社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と本事業を併用することはできません。

4．高齢者在宅生活支援事業

①緊急時の短期宿泊（ショートステイ）

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊（ショートステイ）を実施します。

利用料は1日あたり1600円で、利用期間は原則として1ヶ月に7日間以内です。

②緊急時の生活援助（ホームヘルプサービス）

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助（ホームヘルプサービス）を実施します。

利用料は1時間当たり300円で、利用回数は原則として週2回以内です。

5．徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させ、行方不明になった時にGPSシステムを利用して位置を特定します。

毎月の利用料など自己負担があります。

6．福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話を有しておらず、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸与します。

基本料金や1ヶ月30度数分までの通話料は無料ですが、携帯電話にかけたときの通話料などは自己負担となります。

お問い合わせは、市高齢者支援課（2階）☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

あなたもほっとみまもり隊の一員になりませんか？
～認知症サポーター養成講座を受講した方へ～

市では、平成24年度より「茂原市ほっとみまもり運動」を実施しており、現在の登録者数は258名、5団体となります。

まだ登録されていない方もぜひ参加して、認知症になっても安心して暮らせる街を一緒につくっていきませんか？

◆茂原市ほっとみまもり運動とは？

日頃の生活の中で、手助けが必要な高齢者を見かけた時「どうしましたか？」「お手伝いしましょうか？」と声をかけ、認知症の方とその家族を地域全体で見守っていくことを目指した運動で、「茂原市ほっとみまもり隊」が行います。

また、フォローアップ研修会を開いており、今後も継続して開催していく予定です。

◆ほっとみまもり隊になるには？

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターになって市に登録してください。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る地域の応援者です。

認知症サポーター養成講座については、地域包括支援センターまでご連絡ください。

◆申請方法は？

登録申請書に必要事項を記入し、地域包括支援センターまで持参・郵送のいずれかの方法で提出してください。

登録申請書は、市ホームページまたは窓口で入手できます。

以前に認知症サポーター養成講座を受講され、まだ登録されていない方も、ぜひ「ほっとみまもり隊」への申請登録をお願いします。

認知症サポーター養成講座

日時　6月10日㈫
13時30分～15時

受付　13時～

会場　市役所102会議室

対象　市内在住または市内在勤の認知症に関心のある方

※事前に申し込みが必要です。

第1回ほっとみまもり隊フォローアップ研修

日時　6月17日㈫
13時30分～15時

受付　13時～

会場　市役所502会議室

対象　ほっとみまもり隊の方

※事前に申し込みが必要です。

お申し込み、お問い合わせは、市地域包括支援センター（2階）☎(20)1583、FAX(26)6788へ。